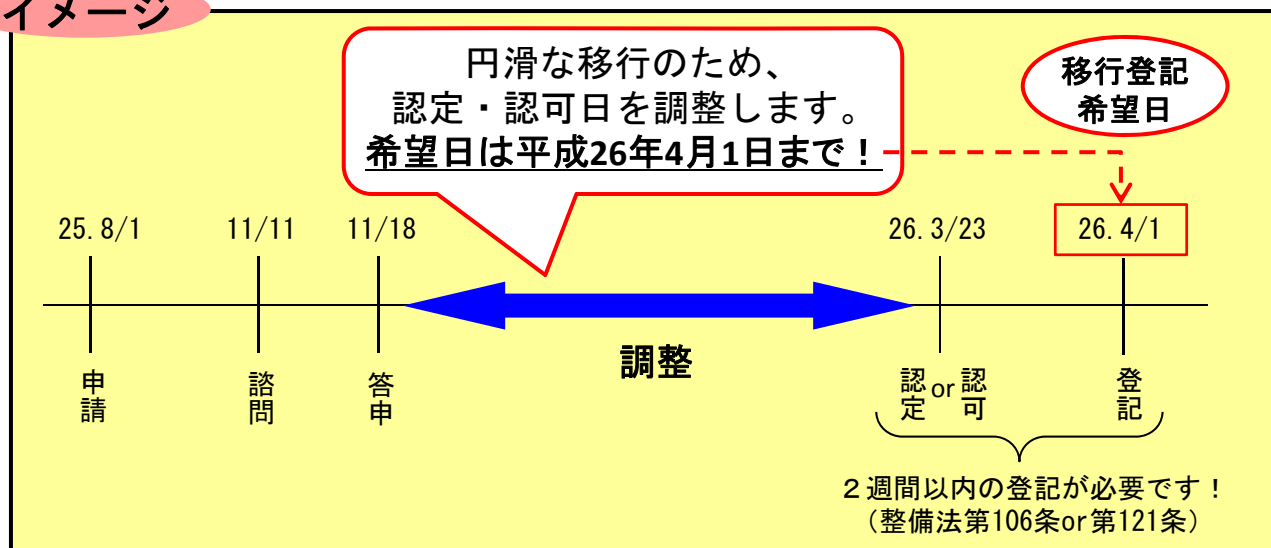


特定の日に移行登記を希望される法人の皆様へ ～平成26年4月1日の移行希望まで伺います！～

移行登記の希望日について

- 内閣府では、審査が終了し公益認定等委員会から答申が行われた時点で、法人の皆様にご希望する登記日がある場合には、その希望日をお聞きし、認定・認可日を調整することで御希望に添えるよう対応させていただいています。
- 平成25年11月末に移行期間が満了すること及び事業年度を4月から開始する法人が多いことを踏まえ、円滑な移行を支援するため、移行登記希望日については、26年4月1日の移行登記希望までお聴きすることを基本とします。

イメージ



お願い

- 内閣府では、「柔軟かつ迅速」をモットーに、法人の皆様の協力を得て、申請から4か月を目安にスピーディーに審査を進めることを目標としていますが、申請の時期・内容、審査の状況によっては希望する日に登記が間に合わない可能性もあります。
- 平成26年4月からの移行を希望する法人は多数に上ると見込まれますので、25年11月の移行期間の満了の直前には申請が集中することが予想されます。該当する法人におかれては、できる限り早めに申請していただくようお願いします。
- なお、認定・認可日を調整するにあたっては、法人の皆様から希望する登記日を示した文書をいただくこともあります。

準備が整いましたら、お早めに申請ください！！